

有明海漁場環境改善連絡協議会（第42回）

（書面開催）

議 事 次 第

令和8年5月22日（金）

- 1 有明海漁場環境改善連絡協議会規約の改正について
- 2 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会設置要領の改正について

配布資料一覧

資料1 有明海漁場環境改善連絡協議会規約

資料2 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会設置要領

(名 称)

第 1 条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等 4 県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。
- (2) 漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。
- (3) 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等 4 県が協調した取組に関すること。
- (4) (1) ～ (3) に係る意見交換、情報交換及び調整。
- (5) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

(構 成)

第 4 条 連絡協議会の構成は、別表－ 1 とする。

(会 長)

第 5 条 連絡協議会に会長を置く。

2. 会長は、構成員の互選とする。
3. 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第 6 条 連絡協議会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。

2. 連絡協議会の開催は、原則年 2 回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。

(会議の公表)

第 7 条 連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。

(幹事会等)

第 8 条 連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。

2. 幹事会は、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催と

することができる。

3. 幹事に、構成員の互選による座長を置く。
4. 座長は、議事の進行及び総括を行う。
5. 幹事の構成は、別表－2とする。
6. 連絡協議会には、幹事のほか、必要に応じ小委員会を設けることができる。
7. 小委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(関係者の出席)

第9条 会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(知事レベル会合)

- 第10条 会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。
2. 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表－3とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。

(経費)

第12条 連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。

(規約の変更等)

- 第13条 この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。
2. この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。

附則

- 本規約は、平成17年7月26日から施行する。
- 本規約は、平成18年8月31日から改正する。
- 本規約は、平成19年9月21日から改正する。
- 本規約は、平成20年9月29日から改正する。
- 本規約は、平成21年10月1日から改正する。
- 本規約は、平成23年11月16日から改正する。
- 本規約は、平成24年10月30日から改正する。
- 本規約は、平成26年10月21日から改正する。
- 本規約は、平成27年11月 2日から改正する。
- 本規約は、平成29年 3月15日から改正する。

本規約は、平成29年10月23日から改正する。
本規約は、平成30年11月5日から改正する。
本規約は、平成31年3月15日から改正する。
本規約は、令和2年10月28日から改正する。
本規約は、令和3年9月30日から改正する。
本規約は、令和4年9月26日から改正する。
本規約は、令和6年9月4日から改正する。
本規約は、令和7年9月30日から改正する。
本規約は、令和8年3月24日から改正する。
本規約は、令和8年5月22日から改正する。

別表－ 1

連絡協議会の構成

役職等	所 属 等
委 員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長
	福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・基盤部門長
	水産庁増殖推進部漁場資源課長 〃 九州漁業調整事務所長
	農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長

別表－ 2

幹事会の構成

役職等	所 属 等
委 員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 沖端漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 諫早湾漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 滑石漁業協同組合組合長
	福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 〃 水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長 〃 農林水産部水産課長 長崎県水産部参事監 〃 漁政課長 〃 漁業振興課長 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 〃 農林水産部水産局水産振興課長
	福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・基盤部門 沿岸生態システム部副部長
	水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 〃 九州漁業調整事務所次長
	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 〃 地方参事官

別表－ 3

事務局の構成

役職等	所 属 等
事務局長	九州農政局農村振興部長
事 務 局	" 地方参事官
	" 事業管理調整官
	" 農村環境課長
	" 農地整備課長

令和 7 年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会
設置要領

(名 称)

第 1 条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会 規約第 8 条 6 項に基づき設置し、令和 7 年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会(以下「技術小委」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 技術小委は、令和 6 年から令和 7 年にかけて有明海において生じたアサリ推定資源量の減少について、科学的な観点から検証するとともに対応策を検討し、その結果を有明海漁場環境改善連絡協議会に報告することを目的とする。

(検討事項)

第 3 条 技術小委は、次の事項について検証及び検討を行う。

- ① 令和 6 年から令和 7 年にかけて生じた推定資源量の減少
- ② 資源回復に向けた対応策
- ③ その他必要な事項

(構 成)

第 4 条 技術小委の構成は、別表とする。

(技術小委の期間及び委員の任期)

第 5 条 技術小委の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
2. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 技術小委に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の互選とする。
3. 委員長は、技術小委を代表し、会務を総括する。
4. 委員長に事故のあるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(開 催)

第 7 条 技術小委は、委員長が招集する。ただし、初回は事務局が招集し、委員長の互選までの進行を行う。
2. 技術小委は委員長が必要と認めた場合には、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
3. 技術小委は、原則として非公開とする。
4. 技術小委の資料及び議事要旨は、開催後、委員等の確認を経た上で公表する。ただし、技術小委において非公表とすることが適当と認めるものについては、この限りでない。また、議事要旨における発言者の氏名は非公表とする。

(事務局)

第 8 条 技術小委の事務局は、九州農政局に置く。
2. 事務局は技術小委に必要な事務を処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、技術小委の運営に関し必要な事項は、技術小委に諮って定める。

附則

本規約は、令和8年3月24日から施行する。

本規約は、令和8年5月22日から改正する。

別表

技術小委の構成

委員名等	所 属 等
鳥羽 光晴	東京海洋大学 海の研究戦略マネジメント機構 客員教授
松山 幸彦	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・基盤部門 沿岸生態システム部 主幹研究員
福岡県	水産海洋技術センター 有明海研究所 資源増殖課長
〃	農林水産部 水産局 漁業管理課 課長技術補佐
佐賀県	有明水産振興センター 副所長
〃	農林水産部 水産課 副課長
長崎県	総合水産試験場 技術開発推進部 部長
〃	水産部 漁港漁場課 課長補佐
熊本県	水産研究センター 浅海干潟研究部長
〃	農林水産部 水産局 水産振興課 課長補佐
農村振興局	農村振興局 整備部 農地資源課 課長補佐
水産庁	増殖推進部 栽培養殖課 課長補佐
〃	〃 研究指導課 課長補佐

事務局

	所 属 等
九州農政局	農村振興部 農地整備課 課長
〃	〃 課長補佐
〃	〃 有明海振興係長
〃	〃 農業水利システム再編計画係長